

報 告 書 特 別 徴 収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日 泰 阜 村 長 殿	給（特別徴収義務者） 与（特別徴収義務者） 払（特別徴収義務者）	所 在 地	郵便番号												特別徴収義務者 指 定 番 号							
		名 称													宛 名 番 号							
															連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号	係						
																氏 名						
																個 人 番 号 又は法人番号						
給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)		徴収済月	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)ー(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額(支払 予定額)								
フリガナ					月分 から 月分 まで					・ ・		1. 退職(普・障) 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。	円 円								
氏 名	(旧姓)																					
個人番号																						
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)																					
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)																					
													円 円	年 年								

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		異動者印	給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 日	一 括 徴 収 予 定 額		※市区 町村記入欄	納 付 額					
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)				支払予定日ごとの徴収予定額			合 計 (上記(ウ)と同額)	6 月 分		10 月 分		2 月 分
2. 異動が令和 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため				円	円		7 月 分		11 月 分		3 月 分	
一括徴収できない理由					8 月 分			12 月 分		4 月 分		
(○を付してください)					9 月 分			1 月 分		5 月 分		
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由()		一括徴収した税額は、 月分で納入します。										

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください)

月割額 円 月分から徴収し 納入する。		給（特別徴収義務者） 与 支 収 義 務 者	所 在 地	郵 便 番 号 —	特別徴収義務者 指 定 番 号			
			フリガナ			連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係	
			名 称				氏 名	
			代表者の 職氏名印				電 話 () — 番	
給与支払方法及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称				経 理 責 任 者 氏 名		

御注意

5 4 3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

転勤、再就職等により移動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。